

## 建学の理念

学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する。

## 教育理念

人間の尊厳に基づいた心豊かな人間性と倫理観を形成し、専門的・社会的要請に応じられるように学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、看護学の発展に貢献できる看護実践者を育成する。

## 教育目的

豊かな教養と人格を備え、看護に必要な基礎知識・技術・態度を養い、地域社会に貢献し得る有能な人材を育成する。

## 教育目標

1. 人の命を尊び、人の心を大切にする豊かな感性を培い、喜びや悲しみを分かち合える態度を養う。
2. 人々の健康上の問題を把握し、科学的根拠に基づいた看護が実践できる能力を養う。
3. 社会で生活する様々な人々に応じた看護を安全、安楽に実践できる能力を養う。
4. 保健医療福祉制度を理解し、他職種と連携・協働・実践しながら生活が継続できるようマネジメントする能力を養う。
5. 疾病予防から治療、在宅まで切れ目のない医療体制の必要性を理解し、看護職として地域社会に貢献できる能力を養う。
6. 社会情勢の変化や科学技術の発達に伴う医療における倫理的、道徳的側面に対処できる能力を養う。
7. 看護への探求心と向上心を身につけ、主体的に学習し続ける能力を養う。
8. 災害直後から支援できる看護の基礎的知識を身につけ、広い視野に基づき看護師として諸外国との協力を考えることができる能力を養う。

## 求める学生像（アドミッションポリシー）

1. 想像力をもち相手の立場に立って考えられる人
2. 自己を振り返り、改善を試みることができる人
3. 常に向上心をもち、学ぶ姿勢を持ち続けることができる人
4. 心身ともに健康で忍耐力のある人
5. 周りの人と助け合うことができる協調性のある人

## 主要概念の定義、期待される能力

主要概念	主要要素（共通要素）
<b>豊かな人間性</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生命を尊重し看護の対象を人間として尊重できる人の育成</li> <li>2. 人の生命の根源に関わる職業であることから、人間の本来のもつ優しさ、豊かさを培うことができる人間教育</li> <li>3. 人にも自然にも優しくできる人材育成</li> <li>4. 豊かな人間性をもち、社会に対して幅広い視野を持つことができる人の育成</li> <li>5. 人間理解と倫理観の醸成（生命の尊厳と倫理観）</li> </ol>
<b>科学的根拠に基づいた看護実践</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 科学的思考に基づいて看護問題を把握できる人の育成               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 看護実践に求められる能力の育成                   <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 既習の知識を蓄積し、対象の状態に応じて想起する能力、観察力（主体的能力）</li> <li>(2) 想起した知識を総合する能力（統合力）</li> <li>(3) 統合した知識をもとに対象の状態を的確に判断する能力（アセスメント能力）</li> <li>(4) 対象の状態に応じた方法の選択と実践力（判断力と実践力）など</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>
<b>安全、安楽に実践できる能力</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療安全の確保ができる人の育成               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 安全確保対策の適用の判断と実践ができる。</li> <li>2) 事故防止に向けた、チーム医療に必要なコミュニケーションができる。</li> <li>3) 適切な感染管理に基づいた感染防止ができる。</li> </ol> </li> <li>2. 患者・家族への説明と助言ができる人の育成               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 患者ケアに関する患者への十分な説明と助言ができる。                   <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 看護ケアに関する患者への十分な説明と患者の選択を支援するための働きかけができる。</li> <li>(2) 家族への配慮や助言ができる。</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>3. 的確な看護判断と適切な看護技術が提供できる人の育成               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 科学的根拠（知識）と観察に基づいた看護技術が実践できる。</li> <li>2) 看護技術の正確な方法の熟知と実施によるリスクの予測ができる。</li> <li>3) 対象の特性や状況に応じた看護技術の選択と応用ができる。</li> <li>4) 対象にとって安楽な方法での看護技術の実践ができる。</li> <li>5) 看護計画の立案と実施した看護ケアの正確な記録、評価</li> </ol> </li> <li>4. 行動レベルで示せる実践能力の育成</li> </ol>
<b>マネジメント能力</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害関係諸機関と連携し、他職種と協働して看護の役割を果たす能力のある人の育成</li> <li>2. 看護が統合され実践できる人の育成               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 各看護学で学んだ内容を臨床で実際に活用していくことができる。</li> <li>2) チーム医療及び他職種との協働の中で看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解できる。</li> <li>3) 看護をマネジメントできる能力を身につく。</li> <li>4) 医療安全の基礎的知識が習得できる。</li> <li>5) 災害直後から支援できる看護の基礎的能力を身につく。</li> <li>6) 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考えることができる。</li> </ol> </li> <li>3. チーム医療の中で協働し、実践力のある人の育成               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 対象の健康を手助けするためのチーム医療の重要性を認識できる。</li> <li>2) 他職種の役割を理解して共に働くことができる力（他職種の理解と協働・連携）</li> </ol> </li> </ol>

主要概念	主要要素（共通要素）
倫理的、道徳的側面 に対処できる能力	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 倫理観、道徳心のある人の育成</li> <li>2. 倫理的判断と配慮に基づく看護が提供できる人の育成 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 倫理的判断と配慮の必要性</li> <li>2) 看護師に求められる倫理</li> </ol> </li> <li>3. 多様な価値観に対応できる人の育成 多様などは：その人の人生を全て引き受けられる力、また学んだ知識、技術を実践することで個々に応用できるようになる。さらに、知恵や工夫が生まれてくるような教育を実践する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 学んだ知識、技術を実践することで個々に応用できるようになる。 さらに、知恵や工夫が生まれてくるような教育を実践する。</li> </ol> </li> </ol>
主体的に 学習し続ける能力	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門職業人としての自律的、主体的、研究的な態度を持つ人の育成</li> <li>2. 継続的に学習できる人の育成</li> <li>3. 自己研鑽し、生涯学習する態度を身につけ、看護を探求する能力</li> <li>4. 多様な価値観に対応できる人の育成 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 学んだ知識、技術を実践することで個々に応用できるようになる。</li> <li>2) 知恵や工夫が生まれてくるような教育を実践する。</li> </ol> </li> <li>5. 専門職業人としての自律（自立）的、主体的、研究的な態度を持つ人の育成、 又は継続的に学習できる人の育成</li> <li>6. 主体的に学習し続ける能力を身につけた人の育成 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 既習の知識を蓄積し、対象の状態に応じて必要な知識を想起する力（主体的学習力）</li> <li>2) 想起した知識を統合する能力（統合力）</li> <li>3) 統合した知識をもとに、対象の状態を的確に判断する能力（アセスメント力）</li> <li>4) 対象の状態に応じた方法の選択と実践力（判断力、実践力）をつけることで、臨床実践能力が身につく。</li> </ol> </li> </ol>
社会への貢献	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 看護職として地域社会に貢献できる人の育成 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 人的・物的に制限された災害現場で創造的に看護実践する能力</li> <li>2) 援助的な人間関係の基盤を築き、人を尊重する姿勢や倫理観を養う能力</li> <li>3) 対象や地域の条件に合った援助方法を創出する能力</li> <li>4) 災害関係諸機関と連携し、他職種と協働して看護の役割を果たす能力</li> </ol> </li> <li>2. 社会へ貢献できる姿勢が身についた人の育成 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 各看護学で学んだ内容を臨床で実際に活かすことができる。</li> <li>2) チーム医療及び他職種との協働の中で看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップが発揮できる。</li> <li>3) 看護マネジメントできる。</li> <li>4) 医療安全、災害直後から支援ができる。</li> <li>5) 国際社会において、広い視野に基づき看護師として諸外国への協力ができる。</li> </ol> </li> </ol>

分野別段階進度表（旧カリキュラム）

分野別	第1段階		第2段階		第3段階	
統合分野	実習 講義	在宅看護論Ⅰ	在宅看護論Ⅱ	在宅看護論Ⅲ 看護統合実践Ⅰ	在宅看護論Ⅳ 看護統合実践Ⅱ-1 看護統合実践Ⅱ-2	在宅看護論実習 看護統合実習 看護統合実践Ⅲ
専門分野Ⅰ・専門分野Ⅱ	実習 講義 看護学概論 基礎看護技術Ⅱ 基礎看護技術Ⅲ 基礎看護技術Ⅴ 基礎看護技術Ⅵ	基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護技術Ⅰ 基礎看護技術Ⅶ 臨床看護総論 成人看護学Ⅰ 成人看護学Ⅱ 老年看護学Ⅰ 精神看護学Ⅰ	基礎看護学実習Ⅱ 基礎看護技術Ⅳ 成人看護学Ⅲ 老年看護学Ⅱ 老年看護学Ⅲ 小児看護学Ⅰ 小児看護学Ⅱ-1 小児看護学Ⅱ-2 母性看護学Ⅰ 母性看護学Ⅱ-1 精神看護学Ⅱ-1 精神看護学Ⅱ-2	成人看護学実習A 老年看護学実習A 小児看護学実習 成人看護学Ⅳ 成人看護学Ⅴ 老年看護学Ⅳ 小児看護学Ⅲ 母性看護学Ⅱ-2 母性看護学Ⅲ 精神看護学Ⅲ	成人看護学実習B 成人看護学実習C 老年看護学実習B 母性看護学実習 精神看護学実習 看護研究 成人看護学Ⅵ	
専門基礎分野	形態機能学Ⅰ 形態機能学Ⅱ 形態機能学Ⅲ 形態機能学Ⅳ 生化学 微生物学	形態機能学Ⅲ 形態機能学Ⅳ 病態・疾病論Ⅰ 病態・疾病論Ⅱ 病態・疾病論Ⅲ 医療概論	栄養学 病態・疾病論Ⅳ 病態・疾病論Ⅴ 社会福祉学 公衆衛生学	病態・疾病論Ⅵ 薬理学 医療倫理 関係法規	地域生活環境論	
基礎分野	社会学 物理学 哲学 文学 英語Ⅰ 心理学 生涯スポーツ	情報科学 教育学 人間関係論 英語Ⅱ 芸術論				
学期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
学年	1年		2年		3年	

## 教育理念、教育目的、教育目標に対する考え方（カリキュラムポリシー）

教育目標は、本校順正学園の教育理念を基盤に、「豊かな人間性」「科学的根拠に基づいた実践」「安全、安楽に実践できる能力」「マネジメント能力」「倫理的、道徳的側面に対処できる能力」「主体的に学習し続ける能力」「社会への貢献」の7つの能力を養うものとした。また、学生自身がイメージでき、卒業時到達可能な目標を「育てたい卒業生像」とした。

本校における教育課程は、3年間の時間的制約と指定規則、経済的、人的物的制約の中で、教育理念、教育目的・目標を達成するために

- 1) 講義、学内（クラス作り：集団作り）
- 2) 臨地実習
- 3) 教科外活動

の3つの場における教育活動を通して、豊かな人間性を形成し、専門性を高め、社会的要請に対応すべく、学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばす教育を行う。また、学生が教育目標に向かって、直面する問題を解決するための努力をいとわない人間に成長できるよう教育していく。

さらに、専任教員も学生とともに「人間理解」「専門職としての態度・姿勢」「社会人としての常識」「健康管理」を養うことを目指す。

## 基礎分野に対する考え方

**基礎分野**では、広く人間を理解するために必要な教養科目の充実を図り、目的を持って主体的に学ぶ内容とする。この分野では「専門基礎科目」「専門分野」の基礎となるため、知識をより深め、学生一人ひとりが、真実を探求する態度と理性的かつ論理的に考えることの重要性を体得する内容とする。

「物理学」では、人間の動作や行動に重点をおいて学ぶ内容とする。医療看護の場面でおこり得る現象を本質的に見抜く思考能力（科学的思考に基づいて看護問題を解決できる力）を身につける。実際の支援活動に役立つよう、ボディメカニクスに基づく支援技術の物理的基礎を学ぶ内容とする。

「文学」では、人間の一つひとつの現実のもつ意味合いを、より豊かに味わい、知識だけではなく、洞察力と知恵を持った人間として、対象と向かい合うことができる基礎学力を身につける内容とする。

「社会学」では、人間社会を構成する基本単位社会である家族に視点を置き、人間社会の構図についての知識を理解する。特に、地域社会、家族の機能、現代社会の問題、保健医療と社会学について学び、社会人として必要な知識（モラル、経済観念、物を大切にす精神など）を養う内容とする。

「英語ⅠおよびⅡ」では、国際化及び情報化社会に対応し得る能力（コミュニケーション能力）を養えるように時間（75時間）を増やし、特に内容の解説、文法の解説などに偏ることなく、「英語Ⅰ」の授業を通して学生同士が関わり合い、自分の感情や言いたいことが表現できる力を身につけながら、お互いを理解し、認め合い、支え合えるようにすることで、コミュニケーションの醍醐味を体感させ、人間関係構築を図っていく内容とする。英語は話し手に魅力があればこそ相手は耳を傾け、聞き手に魅力があればこそ話し手は話す気になることを体験できる内容とする。特に「英語Ⅱ」では、ベッドサイドの英会話、外来での英会話など臨地において使える英会話をマスターする内容とする。

以上の科目は、看護のためだけでなく、一人の人間として知性を備え、感性豊かな人として成長するために学び、基礎分野でも演習や討論を積極的に取り入れ、真実を探求する力や自信をもって主体的に判断し行動できる内容とする。

**人間と生活・社会の理解**では、生活に基盤をおいた人間理解、一人ひとりの生命の尊厳、生活の質の保障、人間を広い視野で考える力、人間を総合的に理解できる内容とする。

この分野では、目の前の人の生活だけでなく、社会のしくみや社会の動きなど社会的な視野も広める必要があることから「芸術論」「生涯スポーツ」を組み入れる。「人間関係論」や「芸術論」、「生涯スポーツ」を通して、豊かな教養と感性の育成を目指している。

「教育学」では、自らを豊かにする教養を愉しく身につける内容とする。また、人間形成の在り方、人間の可能性を引き出すための教育の意義を理解し、方法を論理的に学び看護の教育的機能の基礎となる内容とする。

「心理学」では、目にみえぬ心を実証的にとらえようとする行動科学である。ヒトの心を研究対象とする心理学領域は広い。そこで講義の中では、心理学の課題、研究方法を知ることによって科学としての心理学の全体像を理解する内容とする。学生にとって特に重要である発達心理学の分野に焦点をあてた発達からの人間理解、パーソナリティからの人間理解、人間関係からの人間理解を学ぶと同時に、カウンセリングの方法や進め方について理解する。病む人間の臨床場面における心のあり方に近づけるような内容とし、この科目を学ぶことで患者の気持ちや自分自身を理解（人間理解）できる力を身につけさせたいと考えている。

「人間関係論」では、人間関係の基礎としてのコミュニケーション内容を含め、演習を通してコミュニケーション能力の強化を図る内容とした。この科目では、人間関係成立や効果的關係成立のための基本について学び、コミュニケーション能力を高めるために討論あるいは発表に自ら参加できる場作りをする。そうすることで学生の感性は磨かれ、自信をもって自主的に判断し行動できる人材の育成を目指している。

「芸術論」では、音・音楽の多感覚性という特徴を有効に活用し、音をみる、聴く、感じるなどの体験を積み重ねることから、最大限に多感覚を生かせる柔軟な感性を育成でき、コミュニケーションの可能性を探ることができる内容とした。人がどのように心を開き、自己の内面に潜む能力を高める体験をし、人間の精神活動や自己表現の多様さを学ぶ内容とした。人の感性と感覚に直接はたらきかけるふしぎな力が音楽にはあることを体験しながら、心と心を橋渡しする力があることを学ぶ内容とする。

「生涯スポーツ」では、一般的なスポーツだけでなく、将来に向けた運動習慣の導入と生涯スポーツの実践方法を身につける内容とする。この科目では、健康づくりのために欠かすことのできない知識と実践力を養う内容とする。最近では生活習慣病にかかる年齢層の若年化が取り沙汰されている。その対策の一つとして、効果のある運動療法を体験から学ぶ内容とする。

## 専門基礎分野に対する考え方

専門基礎分野では、看護学を学ぶ上で基礎となる「人体の構造と機能」「疾病の成りたちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」の3つの教育内容からなる。

看護を学ぶ多くの学生にとって、興味をもって学べる内容とする。また、基礎・成人・老年・小児看護学において、観察力・判断力を強化するために各機能障害についての知識を身につけ、演習を通してフィジカルアセスメントが強化され活用可能な内容とする。

「人体の構造と機能」では、従来の「解剖生理学」を「形態機能学」とする。この科目では、人間にとって息をする、動く、食べる、トイレに行くなどの日常生活行動は、生命活動につながる営みである。病態の理解を深め、日常生活を援助する看護技術の理解の土台になるような知識を身につけることを目指す。「形態機能学Ⅰ～Ⅳ」では、人体を構成する各器官の形態、構造を系統（器官系）別に学び、人体の正常な構造と機能とのつながりを統合させ、健康維持と疾病の発症・回復機序が理解できる内容とする。以前、それぞれの講師が「構造と機能」を別々講義することで、内容が重複し学生の混乱を招くことがあったため、現在は一人の講師が「構造と機能」を関連させて講義することで、系統だて理解しやすい枠組みとする。

「形態機能学Ⅳ」では、オリエンテーションを含み、4時間の予定で解剖見学を行う内容とする。人体解剖見学実習では、人体骨格標本を観察し、人体の基本構造を理解するとともに生命の尊厳を学ぶ内容とする。看護師が行う日常生活行動の援助は、生命維持に関わる援助である。看護が人間の生命の営みを助ける重要な意味を持っていることや援助を行う上での根拠の理解につながることを、早期に認識させる必要がある。たとえば、日常生活において行動している場合は、からだのどの部分を使いどのように動かしているのかを具体的に学んでいける内容とする。この科目では、人体の主要な臓器の構造を理解するだけでなく、健康を評価する生理学的指標の測定などを通して、働きが理解できるよう講義だけでなく演習時間を意図して取り入れる学習内容とし、看護学への応用を前提とした構築を図った。

「生化学」では、臨地実習にて役立つ知識として生命活動を維持する基本物質の構造と機能がわかりやすく学べる内容とし、本論への導入として、基礎知識（化学）を押さえた内容とする。

「栄養学」では、生体を構成し、生命活動を維持する栄養素の働きを理解し、生活習慣病の一次予防に役立つ食習慣の知識を修得する。本科目では、五大栄養素（糖質、蛋白質、脂質、ビタミン、ミネラル）の機能と適切な摂取量、摂取方法、栄養学的意義について学ぶとともに、これらの学習を基礎として、生活習慣病の危険因子（高血圧、高脂質症、高血糖、肥満など）の改善に役立つ食習慣のあり方、再発予防とQOL向上のための食事療法、食事指導について学ぶ内容とする。

「疾病の成りたちと回復の促進」は「病態・疾病論Ⅰ～Ⅵ」とした。疾病をもつ人々への個別的な看護を提供するために必要となる基礎的な知識が学べる内容とする。特に、疾病をもつ人の看護に必要な知識について、どのようなものかを教授する内容とし、非常勤講師と専任教員が同じテキストを使って講義することにする。この背景には、病理学のほとんどを系統別に専門の医師が医学的視点で病因や疾病論を教授していたため、初学者の学生には、膨大な専門的知識から看護に必要な知識を的確に捉えることが困難な状況があったためであるが、「形態機能学」、「病態・疾病論」「成人看護学」で学習した内容が多少の重複があっても系統立てて教授する内容とした。

特に「病態・疾病論Ⅰ」では、日本人の死因として重要な疾病、罹患率の高い疾病、病気のメカニズムを学ぶのに適した疾病に的を絞り、応用の効く知識の習得が可能な学習内容とする。リハビリテーションについて「病態・疾病論Ⅴ」の科目の中で学ぶこととした。この科目では、リハビリテーションとは何かを考察し、看護師としてのリハビリテーション看護における基本的な考え方を身につける。また人間の行動能力全体を捉え、障害の実体を科学的に捉え、演習を通してADL自立に向けての援助技術を習得する内容とする。



「薬理学」は2単位（45時間）とした。この科目では、薬物療法における患者の安全確保を意識し、主要な薬については看護における留意点などを理解し、臨床の場で必要な情報を得ることができる内容に剤形別くすりの知識と注射・内服・輸血の危険の知識を加えた内容とした。さらに、身近なあるいは重要な疾病に焦点をあて、薬がその疾病の治療に用いられる理由を理解し、危険と判断できるための知識が実際に使える形で身につく内容とする。薬理学は看護師の業務のうち、危険行為が介在する診療の補助業務のひとつであるため、実務についた時に、遭遇する危険にフォーカスし、さらに臨床現場での安全行為に反映できる内容とする。さらに、薬物療法において危険と判断できる実践力を身につけるために看護業務に必要な計算方法に加えて知らねばならない「危険」の知識が身につくための講義内容とした。

「微生物学」では、臨地（現場）のニーズに応えるために必要な病原微生物についての基本的な知識を学び医療現場の重要課題である感染症に対する対応ができる内容とする。また、原因としての病原体を理解し、患者の体内ではどのような反応が起こっているかについて理解し、そのうえで治療法や予防法を学ぶ内容とした。

「健康支援と社会保障制度」では、人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健医療福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割などについては、施設見学や演習を通して学ぶ内容とする。この科目では、人間を生活者として捉え、その人にとって意味のある支援が提供できる内容を目指している。

「医療概論」では、医療の発展とその現状を理解し、医療に携わる者としての社会的期待及び役割について学ぶ内容に加え、東洋医学を学ぶ時間として6時間程度設ける。優しさや温かな人間関係を大切にする看護学と、癒しや個性をもたらす東洋医学は、親和性が高いと言える。そこで、本校の特徴を生かし、看護実践に必要な東洋医学のエッセンスを取り込み、看護実践に必要な東洋医学の具体的なアプローチの方法を学ぶことのできる教育内容とする。全人的かつ回復過程を力強く支援できる実践能力をもった看護職者を育成することにつながることを考える。

「医療倫理」では、急速な医学の進展と医療技術の開発に伴って生じている諸問題を知り、問題解決の基礎となる基本的な倫理的思考と倫理的原則を学び、いくつかのテーマについて議論する内容とする。第1に、ハンセン病問題や水俣病問題を通じて、専門職の責務について考えることができる。第2に移植医療に対する見方や受け入れ方が社会によって異なることを知り、死やいのちの尊さについて論ずることができる内容とした。

「社会福祉学」では、従来の内容に加えて、対象の健康を保障するしくみと制度を法と関連させながら学び、保健福祉に関する概念及び関係する職種の役割が理解できる内容とする。

「公衆衛生学」では、公衆衛生に関連する統計情報を理解し、生活者の健康づくりに果たす公衆衛生活動について学び、健康で活力ある福祉社会に向けた行政と、各種専門職の活動の実際を学ぶ内容とする。

「地域生活環境論」では人間と自然との関わりを考え、生命に与える影響を学ぶ内容とする。第1に、地域の現状を知り、自然界と人間との基本的関係に即した物事の見方や考え方を修得し、自然に触れることで小さな草木の生命を慈しむ心を育むとともに、自分自身が自然破壊の原因の1つになっていることを気づく機会とする。

「関係法規」では、看護教育で学ぶべき看護関係法令について主に学ぶ。看護業務を適正に行う能力を養い、法規を知ることで、自らの法的な責任が問われる場面において利用可能な内容とする。また、関係法規では看護教育で学ぶべき看護関係法令に絞った学習内容とした。看護業務を適正に行う能力を養い、法規を知ることで、自らの法的な責任が問われる場面において利用可能な内容とする。

## 専門分野Ⅰ・Ⅱ及び統合分野の構造化

専門分野は基礎看護学、成人・老年・母性・小児・精神の各看護学及び在宅看護論の計7領域を並列にしたものだったが、平成21年のカリキュラム改正の趣旨に基づき、専門分野Ⅰ（基礎看護学）、専門分野Ⅱ（成人・老年・母性・小児・精神の各看護学）と、統合分野（在宅看護論、看護の統合と実践）の3つの分野に分けて構造化した。

学問として認知された基礎看護学の学習内容を、より基礎的なものを**専門分野Ⅰ**に、臨床実践に近いものを**統合分野**に位置づけた。したがって、**専門分野Ⅰ**では、看護の基本となる概念「看護・人間・健康・社会（環境）」や看護論、看護の歴史など、看護に共通する概念や基礎的理論を学ぶ内容を「看護学概論」とし、基礎的な看護技術を学ぶ内容を「基礎看護技術Ⅰ～Ⅶ」とし、健康障害をもつ対象を理解し、状態に応じた看護について学ぶ内容を「臨床看護総論（看護と病態生理）」とした。

**専門分野Ⅰ**は、初学者にとって看護を学ぶ入り口の科目であるとともに、看護学の土台に位置づけられ、専門分野Ⅱ、統合分野に共通する概念・理論・技術がその学習内容である。したがって、入学当初の早い時期から学習を開始し、2年後期まで講義がなされる。一人ひとりが計画的に技術を習得できるようにするためには、学内において学んだことを繰り返し練習しなければ技術は身に付かず、主体性も育たないであろう。時間割に教科外演習時間を意図的に入れ、最初は仕掛けていかなければ卒業時の技術到達目標は達成できないと考える。

**専門分野Ⅱ**では、精神看護学を母性、小児（児童精神科）、成人、老年看護の基盤として位置づけた。この分野では、精神に障害をもつ人を身体的、精神的、社会的に統合された存在として把握するために、対象および家族のもつニーズを理解し、それに応じた看護が実践できる基礎的能力を養うことを目的とした。それは、成人・老年・母性・小児・精神という対象別の看護学であり、対象の特性を捉えた看護学別に教える内容とした。専門分野Ⅰと一部並行しながら開始し、専門基礎分野の形態機能学で学んだことを基盤に「病態・疾病論Ⅰ～Ⅵ」「成人看護Ⅰ～Ⅵ」といった科目の授業進度を考慮しつつ、2～3年次にかけて主要科目に位置づけた。注：「病態・疾病論」と「成人看護学」を系統立てた学習内容参照

平成21年のカリキュラム改正の趣旨に基づき、**統合分野**は、看護基礎教育の集大成ともいえる分野で、臨床との接点を求めて設定された「看護の統合と実践」と、対象特性（発達段階）を超えて場の特性を扱う「在宅看護論」が置かれた。その内容から考えると、最終学年に位置づけられるものが多いが、できるだけ早期から臨床を意識し、教育方法、授業進度を決定することが教育効果を高めていくと考える。そのため、医療安全に関する内容のように、概念や理論などは早い時期に教授し、専門分野Ⅰ、Ⅱの臨床実習で体験を通して学び、その体験を踏まえ、さらに知識の定着を図るという過程をたどることで段階的教育効果を期待している。

積み上げ型とし、漸進的な積み上げ型のカリキュラムデザインがその趣旨を反映するものになると考え、各分野のイメージを構造化した。注：教育課程構造図1参照

## 専門分野Ⅰに対する考え方

基礎看護学は専門分野Ⅱおよび統合分野の基礎となる基礎的理論や基礎的看護技術を学ぶ位置づけとする。

基礎看護学で学ぶ内容は各看護学および在宅看護論の礎となる知識、技術を学ぶ内容とし、看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養うものである。看護学を学ぶ学生が最初に学習する専門科目であり、看護の総合的理解を促す科目である。講義は、「看護学概論」「基礎看護技術Ⅰ～Ⅶ」「臨床看護総論」の3本柱で構成した。

「看護学概論」では、看護の本質を探究するために、看護の対象である人間を理解するとともに、人間と健康、健康と環境について学習し、看護専門職としての機能と役割について理解する。また看護の歴史、看護理論を学び、看護の概念や本質、定義、理論がどのように作られてきたかを理解する。これらの学習を通して、看護に求められる責任と倫理について理解する。さらに、人間を身体的、心理的、社会的側面から理解し、統合された存在として捉えることができる。健康障害や疾病が人に及ぼす影響と回復過程を支えることを理解できる内容とする。看護を理論として捉えられる力をグループ学習にて養う内容とし、病院施設見学をすることで、看護師はどのようなところで仕事をしているのか、他の保健医療関係者とどのようにしてチームを作って看護を行っているのかを学ぶ内容とする。

「基礎看護学技術Ⅰ～Ⅶ」では、健康増進又は回復に向けて、人間の基本的ニーズが充足されるようになるために、多様な生活様式を持つ人間を理解し、基本的ニーズの充足のための生活行動への援助ができるような基礎的知識・技術・態度を身につける内容とする。

「基礎看護技術Ⅰ（看護倫理、人間関係成立の技術）」、「基礎看護技術Ⅱ（対象把握の技術：フィジカルアセスメント技術）」、「基礎看護技術Ⅲ（医療安全・療養環境を整える技術）」、「基礎看護技術Ⅳ（看護過程展開技術）」、「基礎看護技術Ⅴ（生活援助技術1：食事～排泄）」、「基礎看護技術Ⅵ（生活援助技術2：清潔～活動）」、「基礎看護技術Ⅶ（治療・検査における技術：検査～包帯）」、「臨床看護総論（看護と病態生理）」とした。

特に基礎看護技術Ⅰでは、対象の理解と看護実践の基礎となる技術を修得する内容とし、看護師として倫理的判断をするための基礎的能力を養う内容を加え、コミュニケーション力の強化を図る内容とした。また、「基礎看護技術Ⅱ（対象把握の技術：フィジカルアセスメント技術）」は、看護師には欠かせない能力であるため、異常に気づくには正常を知り、眼と手と耳でここまでわかるということを強化する内容とした。

基礎看護学技術は、「看護の基本となる技術」「生活を整える技術」「診療の補助技術」で構成した。「看護の基本となる技術」において、コミュニケーション技術とフィジカルアセスメント技術の強化に重点を置いた。

### 1) コミュニケーションの強化

基礎分野の「人間関係論」と関連させ、看護場面におけるコミュニケーション技術を習得できるよう演習を取り入れた。

### 2) フィジカルアセスメントの強化

対象の身体状況を把握できるため、「形態機能学」と関連させ、フィジカルアセスメント技術を身につけられるよう一つの単位として独立させた。従来のバイタルサイン測定技術も組み入れた内容とした。

### 3) 演習の強化

臨床看護総論では、事例を用いて看護技術の基礎や基本を学び、学生一人ひとりが習得できるよう演習の強化を図った。客観的臨床試験（OSCE）も取り入れ、学生が状況に合わせて思考し、実践できる能力を養う内容とする。

### 4) 基礎看護技術の習得

基礎看護学で学ぶ看護技術は、各領域の臨地実習において安全・安楽に基づき実践できるための基盤とした。確実な看護技術の習得を目指すために、根拠を確認しわかりやすい手順を示し自主的なトレーニングが実施できるように時間数も確保した。また、自分で自信をもって「できる」という技術項目をできるだけ増やす努力ができるよう働きかける。

「基礎看護学実習」は、専門分野Ⅱおよび統合分野の基盤となり、看護の対象である人間をとらえ、実践を通して「看護とは」を深める位置づけとする。

1) 基礎看護学実習Ⅰでは、実践を通して講義や演習で学んだ知識や技術を結び付けられるような内容とする。また、実習前に病院施設を見学（7～8月末）することで、地域にどんな病院があるかを知り、看護の機能・役割を理解するとともに看護管理者や臨床実習指導者などの体験談を聴くことで初めての实習への緊張をとくことで、実習への動機づけとする内容とした。

2) 基礎看護学実習Ⅱでは、対象理解を踏まえた看護過程展開ができ、日常生活援助の提供と病態生理や症状をふまえた対象理解ができることをねらいとした。

「臨床看護総論」では演習を強化する内容とした。この科目では、健康障害をもつ対象を理解し、状態に応じた看護について学ぶ内容とし、その具体的方法として、事例に対して既習の知識・技術を生かし、看護技術を適用していく内容とした。また、現行の教育内容を振り返り、看護への動機づけ、各科目に繋がる学習方法を確実に学ばせていく必要がある。専門分野Ⅰの学習は臨床実習での看護に直結し、成人、老年、小児、母性看護学の土台となるものであるから、今回のカリキュラム改正では、多少の重複があっても分散型ではなく、専門分野Ⅰ（基礎看護学）の臨床看護総論として、その時間を確保し、系統立てて教授する内容とした。

「看護研究」では、専門分野Ⅰの看護学概論で学んでいる先人の看護理論に加えて、もう一度既習（専門分野Ⅱ）した知識・技術・態度を統合させ、看護に対する考えを深める。さらに、看護倫理を知り、研究の実践者としての基本的態度と看護研究の意義を学ぶとともに、看護研究の意味を正しく理解させ、研究の必要性を認識し、研究の実践者としての基本的態度を学ぶ内容とする。

看護の基礎教育の中で基本的に重要なことは、臨床実習において、患者の持つ看護上の問題を、科学的な知識や基本的技術に基づき創意工夫に満ちた実践によって解決していく能力を養えば、卒業後も患者のためになる看護を実践し、看護する喜びを知れば、さらに看護への興味関心も深まっていくものとの考えから、ケース・スタディをまとめることにした。

## 専門分野Ⅱに対する考え方

専門分野Ⅱは発達段階別に捉え、それぞれの対象特性とその目的を理解し、その上で、対象に応じた看護の方法を学ぶことを主たるねらいとしている。

対象特性別（発達段階）看護学であり、それぞれの対象特性とその目的を理解し、その上で、対象に応じた看護の方法を学ぶことが主たるねらいとした。健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復が強調されている。そこで、一次予防、二次予防に向けた看護の方法の理解を教育内容に取り込み、社会の要請である生活習慣病予防や介護予防といった予防活動について学べる内容とした。

また、「成人看護学Ⅵ」では周手術期の看護に加えて救命救急処置について救急隊の支援を受けながら気道確保、人工呼吸、心マッサージ、AEDが学べる内容とした。

「成人看護学実習」は、6単位とした。その上で、臨床現場の状況を踏まえつつ、教育目標が達成できる実習体制の調整や、実習方法の選択などについては検討し、シラバスに記した。場面に適用できる知識・技術が学べ、理論を実践に結びつけることができる実習内容とする。また、形態機能学を含んだ病態・疾病論と連動させ、科目立てをして、急性期の実習では回復期を含めた学びができるようにした。さらにどの発達段階にも回復・憎悪をアセスメントする必要があるとの考えから、セルフケア（慢性期）、危機状態（急性期～回復期）、緩和ケア・ターミナルケアの3視点から実習を構築することにした。また、従来の経過別ではなく、教育内容を見直し、看護として学ばせたいことを取り出し、成人看護学の柱をフィジカルアセスメントとセルフケア（看護過程を含む）、健康危機状態、緩和ケアの3つとし再構成した。「成人看護学実習」ではあるが実際の対象者は、高齢者が多く、成人看護学の実習の目標がグループによっては達成できない場合がある。そのため実習で学べなかったことは、学内において模擬患者を設定して学習する機会を計画的に実施していく。さらに、成人・老年看護学の講義・実習を通して看護実践能力の向上に向けて、臨床に近い形の演習を強化していく。

「小児看護学実習」では、入院期間が短縮しているため、1人の患児を実習期間中受け持つことは難しく、複数の患児を受け持ったり、1人の患児を複数の学生で受け持つという現状がある。そのため、このような現状を視野に入れた学習内容、実習内容（技術）を精選していくことが求められている。宮崎県立延岡病院、都城市郡医師会病院、宮崎大学医学部附属病院での病院実習とともに地域の社会福祉施設（保育園や総合発達支援センター、あはは・まんまるなど）を実習施設とし、学生の学習内容に差異が生じないように配慮していく。

「母性看護学実習」では、現在、学生全員が、分娩・産褥・新生児について実習することは不可能であるため、母性でしか学べない内容を抽出し、その内容はどうすれば学習できるのか、現実的視点に立って実習施設の特徴を活かしながら学習を進めていく。そのため実習施設の選定という観点から言えば、出生数の減少や他校の実習状況をふまえて多施設で実習せざるを得ない。現在は、渡辺病院、井上病院、宮崎市郡医師会病院に2週間（64時間）で臨地実習を行い、妊婦・産婦・褥婦および新生児の生理的変化を理解し、各期における観察と援助の実際が学べる内容とした。また、実習施設によって差が生じないように、受け持ち患者を通して褥婦また新生児の身体的・精神的・社会的特徴が学べるように配慮していく。26時間は宮崎善仁会病院婦人科病棟にて臨地実習が行えるように組み立てた。周手術期の女性を通して、ライフサイクル各期の特徴を踏まえながら身体的変化だけでなく健康障害や生殖器官疾患をもたらす精神的・社会的変化を学べる内容とした。

「精神看護学実習」では、精神を病む人々を理解し、受容する態度を養うとともに、人間の精神の健康について理解を深め、看護専門職としての役割と実践の基礎を学ぶ。実習形態として、病院実習を2週間とし、3日間のデイケア実習を組み入れた。病院実習では、宮崎若久病院と高宮病院において、精神に障害のある患者を1名受け持ち、精神症状や生活環境を考慮しながら対象理解を深め、セルフケア能力の向上に向けた看護過程の実際を学ぶ。宮崎若久病院、高宮病院、若草病院でのデイケア実習では、精神に障害を持ちながら地域で生活する人々を支える社会資源や保健医療福祉チームの役割を学べる内容とした。実習施設が多施設にならざるを得ないことから、学生の学習内容に差が生じないように配慮していく。

## 統合分野に対する考え方

統合分野は「在宅看護論」と「看護の統合と実践」から成り、看護実践能力の向上を目指し、臨床との乖離を埋めるものとする。

これまでに学んだ知識・技術を統合し、学生の人間的な成長に合わせて、看護の根幹となる人間の生活、労働、社会、健康の意味を確認しながら、患者観、医療観、社会観そして看護観を構築していくことが求められている。

### 在宅看護論

この科目では、母性、小児、成人、老年、そして精神の対象特性を超えて、地域で生活する療養者とその家族を対象とする。対象がさまざまであり、尚かつ、複数である。

専門分野Ⅰ・Ⅱで学習した既習の知識・技術を統合し、在宅という「場」にて応用する。

「在宅看護論Ⅰ」では、社会の変化と多様化する在宅看護活動及び在宅看護の目的と役割を理解するとともに在宅療養者と家族の支援について学び、その人らしい生活が営めるよう、在宅における看護のあり方の基本について学ぶ内容とする。

「在宅看護論Ⅱ」では、地域看護活動の実際と看護の継続性を理解し、在宅看護を実施する上で、基本となる知識・技術・態度を修得すると共に、介護保険や訪問看護ステーションに関して学びを深める。

「在宅看護論Ⅲ」では、訪問看護の実践に近い形で、初回訪問時のマナー、必要な情報収集の方法とともに在宅酸素療法、終末期などの事例を通し、療養者と家族への援助方法を身につける内容とする。

「在宅看護論Ⅳ」では、在宅における良質で適切な質の高い看護の提供を目標とし、演習やグループワークを盛り込み、在宅看護特有の事象を踏まえて判断する力を養い、学生自らが思考し、調べ、それらを実践できる内容とする。

### 看護統合実践Ⅰ

看護基礎教育では、「人々のいのちと健康、そして暮らしを守ること」が看護の役割であることを基盤に、災害サイクルのどの段階でも看護の対象となり得ることを認識することが求められている。この科目では、専門職である看護師に求められている人々の健康と生活の向上に向けた社会への支援として、「看護の国際貢献」について基礎的な知識をつける内容とした。さらに、国際的にどのような健康問題が課題になっているのかを理解し、看護の国際協力にはどのような組織、しくみ関わっているのかを理解する。

### 看護統合実践Ⅱ

看護管理に加え、医療安全と災害看護について学ぶ内容を入れ、看護統合実践Ⅱ-1（1単位 15時間）、看護統合実践Ⅱ-2（1単位：30時間）とした。

看護統合実践Ⅱ-1「災害看護」については、人間が生きてゆく上で、災害から逃れることはできないが、被災による被害により軽減するための備えや対応は可能であり、看護職であるならば、誰もが災害看護活動に参加する可能性がある。なぜならば、それは災害によって健康を害した人々を対象に展開されるケア活動のできる人が求められているからである。このような場では、通常とはおよそ異なる特殊な状況にあるためその対象に応じた適切なケアが提供が求められる。宮崎市でも台風の甚大な被害が出た経験をふまえ、災害直後から支援できる看護の基礎的知識を理解することを目標としている。

看護統合実践Ⅱ-2「看護マネジメント／医療安全」については、次の通りとした。看護マネジメントでは、看護専門職として管理に関する基礎的知識や技術を修得し、看護管理上の問題を解決する方策について学ぶ内容とした。医療安全では、看護業務と医療事故の構造を理解した上で、医療事故がおこる過程とそれを防止するための対策について理解し、臨床実践に不可欠な基礎知識を学び、実践に生かすことができる内容とした。

### 看護統合実践Ⅲ

この科目では、第1に既習の知識・技術・態度を統合させ、臨床に近い状況下で複数患者に安全・安楽・自立度に応じた看護を実践しながら、ケアの優先順位を踏まえた総合的な判断・対応ができるために必要な看護実践能力を養う内容とした。第2に看護師教育の技術項目と卒業時の到達レベルの確認をする内容とした。

幅広い視野から人間を理解し、確実な倫理観をもって行動する態度と姿勢をもつことを前提に、卒業時には、全員が、必要な看護実践を適切に実施できるための知識、技術および判断力し、能力を身につけ、今後さらに自己研鑽し看護実践能力を高めていく姿勢がもてるように育成する学習内容とする。

「看護統合実践ⅠおよびⅢ」の客観的臨床試験OSCEでは、臨床に近い状況下で複数患者に安全・安楽・自立度に応じた看護を実践しながら、ケアの優先順位を踏まえた総合的な判断・対応を体験することにより、看護統合実習及び卒後の看護業務遂行のイメージができる内容とした。特に、看護技術の総合評価に関する内容においては、自己の看護技術について、適切に評価できる能力、卒業時に身に付ける看護技術の水準の理解、安全な医療の提供者として具備すべき看護技術、卒業後も研鑽を続ける看護教育の実践を目指す内容とする。

統合分野の「在宅看護論実習」では、地域で療養する人々とその家族の「生活の場」での看護ができる基礎的能力を養う。訪問看護ステーションでの実習に加え、居宅介護支援事業所においてケアマネジメントの実際が理解ができる内容とする。

訪問看護ステーションでは、在宅療養者とその家族がもつ生活上及び看護上の問題を知り、在宅療養者とその家族に応じた看護の実際を理解するとともに、在宅看護での看護者の役割を学ぶ内容とする。また高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活が送れるためには、介護サービスを包括的・継続的に提供していく必要が理解できる内容とした。

「看護統合実習」では、専門分野Ⅱ、在宅看護論での既習の知識・技術・態度を統合させて学ばせた上で、看護実践力を高めることを目指す。専門分野での実習も踏まえ、実務に即した実習を行う。複数の患者を受け持ち、夜間帯での実習を行うなど、臨地での実践の中で必要な基礎的な知識と技術を総合的に体験できる内容とする。

3年間で実習すべき目標と履修項目を入学時に学生に提示し、卒業までに学習到達に必要な対象についての学びが出来、主体的に自ら計画的に患者を受け持てるように努力させることが必要である。受け持ち患者の選定に際しては、自己の学習進度を考慮して学習効果の高い事例を優先する。実習終了クールごとに、学習内容を振り返らせることで、学生自身に、次に受け持ちたい健康段階や疾病、症状、発達段階などの課題を確認させていく必要がある。教員は、学生が卒業時まで目標が達成できるように、学習計画を支援していく必要があると考える。

最後に、本学は看護学科以外に鍼灸学科を併設している。今までは、同じ建物の中においても交流することがほとんどなかった。そこで、教科外活動を通して、鍼灸学科の学生との関わりをもつことにより、他の職種の機能と役割が理解できるだけでなく、学生交流の広がりから、人間関係を学ぶ絶好のチャンスであり、コミュニケーション力の強化に繋がると考える。

教育目標(大目標)	1年次		2年次		3年次	
	中目標	小目標	中目標	小目標	中目標	小目標
1. 人の命を尊び、人の心を大切にできる。 2) 自己の傾向を知ることができる。	1) 他者への思いやりを持つことができる。 2) 自己の傾向を知ることができる。	1) 看護学生としての自覚を持ち、学期に基づいて行動することができる。 2) 相手の立場に立つて考えることができる。 3) 自己を客観的にみつめ、自己の傾向を知ることができる。 4) 場や対象に応じた挨拶やコミュニケーションの必要性を理解することができる。 5) 感性を磨くために努力することができる(芸術や文化にふれる機会を持つなど)	1) 他者への思いやりを行動に表すことができる。 2) 自己を理解することができる。	1) 場や対象に応じた挨拶やコミュニケーションができる。 2) 他者に対し、思いやりのある行動をとることができる。 3) 自己を振り返り、他者との関わりを評価し、自ら改善点を見つけることができる。 4) 自己の感情をコントロールすることができる。 5) 感性を磨くために努力することができる(芸術や文化にふれる機会を持つなど)	1) 地域社会の一員として、円滑な人間関係を築くことができる。 2) 個人の尊厳に基づいて個人を尊重することができる。 3) 他者の意見を受け入れながら、自己の改善点に向けて取り組むことができる。 4) 自己の感性を磨くために努力することができる。(趣味や特技を活かし、視野を広げるなど)	1) 場や対象に応じた挨拶やコミュニケーションができる。 2) 個人を尊重し、他者と良好な関係を築くことができる。 3) 他者の意見を受け入れながら、自己の改善点に向けて取り組むことができる。 4) 自己の感性を磨くために努力することができる。(趣味や特技を活かし、視野を広げるなど)
2. 人々の健康上の問題を把握し、科学的根拠に基づいた看護が実践できる能力を養う。	1) 看護における対象理解の必要性について理解することができる。 2) 対象を把握するための身体・精神・社会的側面について理解することができる。 3) 看護技術における理論や科学的根拠の必要性を理解することができる。	1) 対象理解や健康問題の捉え方を理解することができる。 2) 対象を把握するための身体・精神・社会的側面について理解することができる。 3) 看護技術における理論や科学的根拠の必要性を理解することができる。	1) 対象理解や健康問題の捉え方を理解することができる。 2) 健康障害が対象に及ぼす影響について考えることができる。 3) 対象の健康レベルやモード、個別性について考えることができる。 4) 対象への援助に必要な理論や科学的根拠を考慮することができる。 5) 看護における思考過程(看護過程)の必要性を理解することができる。	1) これまで習得した知識・技術・態度を統合させることによって、対象の身体を評価し、必要な援助を導き出すことができる。 2) 対象に行われている検査・治療・処置の目的を理解することができる。 3) あらゆる健康レベルにある対象のモードや個別性を理解することができる。 4) 看護における思考過程(看護過程)を踏まえ、理論や科学的根拠に基づいた個別性のある看護計画を立案することができる。	1) 対象の疾患や症状についての病理生理を理解することができる。 2) 対象に行われている検査・治療・処置の目的を理解することができる。 3) あらゆる健康レベルにある対象のモードや個別性を理解することができる。 4) 看護における思考過程(看護過程)を踏まえ、理論や科学的根拠に基づいた個別性のある看護計画を立案することができる。	1) 対象の疾患や症状についての病理生理を理解することができる。 2) 対象に行われている検査・治療・処置の目的を理解することができる。 3) あらゆる健康レベルにある対象のモードや個別性を理解することができる。 4) 看護における思考過程(看護過程)を踏まえ、理論や科学的根拠に基づいた個別性のある看護計画を立案することができる。
3. 社会で生活する様々な人に応じた看護を安全、安楽に実施できる能力を養う。	1) 基礎看護技術を習得できる。 2) 主体的に自己トレーニングし、基礎看護技術を習得することができる。 3) 基礎看護技術を原理原則に基づいて実施することができる。	1) 基礎看護技術を安全安楽に実施することができる。 2) 主体的に自己トレーニングし、基礎看護技術を習得することができる。 3) 基礎看護技術を原理原則に基づいて実施することができる。	1) 基礎看護技術を安全安楽に実施することができる。 2) 対象の健康レベルや個別性に応じた援助の必要性を理解することができる。	1) 基礎看護技術を安全安楽に実施することができる。 2) 対象の健康レベルや個別性に応じた援助の必要性を理解することができる。	1) 対象の健康レベルや個別性を考慮した援助を、安全安楽に実施することができる。 2) 実施した看護を評価し、より個別的な計画へ追加修正することができる。 3) 医療安全について理解することができる。 4) リスクマネジメントの必要性を理解し、危機回避のための行動をとることができる。	1) 実施した看護計画を安全安楽に実施することができる。 2) 実施した看護を評価し、より個別的な計画へ追加修正することができる。 3) 医療安全について理解することができる。 4) リスクマネジメントの必要性を理解し、危機回避のための行動をとることができる。
4. 保健医療福祉制度を理解し、他職種と連携し、協働できる基礎的な態度を身に付けることができる。 2) 他者と連携、協働できる基礎的な態度を身に付けることができる。	1) 集団生活における基本的なルールやマナーを守ることができる。 (挨拶、言葉遣い、TPOに応じた身だしなみ、約束を守るなど) 2) 報告・連絡・相談の必要性を理解することができる。 (提出期限、けしめのある行動など) 3) 報告・連絡・相談の必要性を理解することができる。 4) グループワークやカンファレンスで自分の意見を発表し、他者の意見に耳を傾けることができる。 5) クラス活動や学校行事に積極的に参加し、自己の役割や責任を果たすことができる。 6) リーダーシップ・メンバーシップの役割を理解することができる。 7) 保健医療福祉チームにおける看護職の役割や責任について考えることができる。	1) 他者と連携、協働できる基礎的な態度を身に付け、実践することができる。 2) 保健医療福祉チームにおける看護職の必要性を理解することができる。 3) 学内及び臨床実習におけるリーダーシップ・メンバーシップの意義を理解し、自己の役割や責任を果たすことができる。 4) グループワークやカンファレンスで他者の意見を聞き、それについて自分の意見を述べることができる。 5) 地域における保健医療福祉制度について理解することができる。 6) 保健医療福祉チームにおける看護職の役割や責任を理解することができる。 7) 看護職に求められる協働性を身に付け、他者との調和を図ることができる。	1) 看護職に求められる基本的な姿勢・態度を身に付けることができる。 (挨拶、言葉遣い、TPOに応じた身だしなみ、約束を守るなど) 2) 報告・連絡・相談を適切に行うことができる。 3) 学内及び臨床実習におけるリーダーシップ・メンバーシップの意義を理解し、自己の役割や責任を果たすことができる。 4) グループワークやカンファレンスで他者の意見を聞き、それについて自分の意見を述べることができる。 5) 地域における保健医療福祉制度について理解することができる。 6) 保健医療福祉チームにおける看護職の役割や責任を理解することができる。 7) 看護職に求められる協働性を身に付け、他者との調和を図ることができる。	1) 看護職に求められる基本的な姿勢・態度を身に付けることができる。 2) 報告・連絡・相談を適切に行うことができる。 3) 学内及び臨床実習におけるリーダーシップ・メンバーシップの意義を理解し、自己の役割や責任を果たすことができる。 4) グループワークやカンファレンスで他者の意見を聞き、それについて自分の意見を述べることができる。 5) 地域における保健医療福祉制度について理解することができる。 6) 保健医療福祉チームにおける看護職の役割や責任を理解することができる。 7) 看護職に求められる協働性を身に付け、他者との調和を図ることができる。	1) 看護職に求められる基本的な姿勢・態度を身に付けることができる。 2) 報告・連絡・相談を適切に行うことができる。 3) 学内及び臨床実習におけるリーダーシップ・メンバーシップの意義を理解し、自己の役割や責任を果たすことができる。 4) グループワークやカンファレンスで他者の意見を聞き、それについて自分の意見を述べることができる。 5) 地域における保健医療福祉制度について理解することができる。 6) 保健医療福祉チームにおける看護職の役割や責任を理解することができる。 7) 看護職に求められる協働性を身に付け、他者との調和を図ることができる。	1) 看護職に求められる基本的な姿勢・態度を身に付けることができる。 2) 報告・連絡・相談を適切に行うことができる。 3) 学内及び臨床実習におけるリーダーシップ・メンバーシップの意義を理解し、自己の役割や責任を果たすことができる。 4) グループワークやカンファレンスで他者の意見を聞き、それについて自分の意見を述べることができる。 5) 地域における保健医療福祉制度について理解することができる。 6) 保健医療福祉チームにおける看護職の役割や責任を理解することができる。 7) 看護職に求められる協働性を身に付け、他者との調和を図ることができる。
5. 疾病予防から治療、在宅まで切れ目のない医療体制の必要性を理解し、看護職として地域社会に貢献できる能力を養う。	1) 看護学生として地域社会に貢献することができる。 2) ボランティア活動に積極的に参加し、地域住民との交流を図ることができる。	1) 継続看護について理解することができる。 2) ボランティア活動に積極的に参加し、地域住民との交流を図ることができる。	1) 継続看護の必要性を理解することができる。 2) 地域における社会資源やその法的根拠について理解することができる。 3) ボランティア活動に積極的に参加し、安全安楽に配慮しながら地域住民との交流を図ることができる。 4) ボランティア活動における看護職としての役割や責任について考えることができる。	1) 継続看護の必要性を理解することができる。 2) 地域における社会資源やその法的根拠について理解することができる。 3) ボランティア活動に積極的に参加し、安全安楽に配慮しながら地域住民との交流を図ることができる。 4) ボランティア活動における看護職としての役割や責任について考えることができる。	1) 継続看護における看護職の役割や責任を理解することができる。 2) 継続看護における看護職の役割や責任を理解することができる。	1) 継続看護における看護職の役割や責任を理解することができる。 2) 継続看護における看護職の役割や責任を理解することができる。
6. 社会情勢の変化や科学技術の発達に伴う変化における倫理的、道徳的側面に対応できる能力を養う。	1) 看護職に求められる基本的な姿勢・態度について理解することができる。 2) 社会の人々の信頼を得ようとする姿勢を常に高く維持するよう努力することができる。 3) より質の高い看護を行うために自分自身の身の健康保持増進に努めることができる。	1) 看護職に求められる基本的な姿勢・態度を身に付けることができる。 2) 社会の人々の信頼を得ようとする姿勢を常に高く維持するよう努力することができる。 3) より質の高い看護を行うために自分自身の身の健康保持増進に努めることができる。	1) 対象と信頼関係を築くことができる。 2) 人々の知る権利及び自己決定の権利を尊重した行動をとることができる。 3) 自分の言動や行った看護に対し、責任を持つことができる。 4) 人々がよりよい健康を獲得していくために環境の問題について、社会と責任を共有することができる。 5) より質の高い看護を行うために自分自身の身の健康保持増進に努めることができる。	1) 看護職に求められる基本的な姿勢・態度を身に付けることができる。 2) 人々の知る権利及び自己決定の権利を尊重した行動をとることができる。 3) 自分の言動や行った看護に対し、責任を持つことができる。 4) 人々がよりよい健康を獲得していくために環境の問題について、社会と責任を共有することができる。 5) より質の高い看護を行うために自分自身の身の健康保持増進に努めることができる。	1) 人間と人間との関係の尊厳、権利を尊重することができる。 2) 常に個人の責任として継続学習による能力の維持・向上に努めることができる。 3) 看護だけでなく、他の職種と協働して看護を提供することができる。 4) より質の高い看護を行うために自分自身の身の健康保持増進に努めることができる。	1) 人間と人間との関係の尊厳、権利を尊重することができる。 2) 常に個人の責任として継続学習による能力の維持・向上に努めることができる。 3) 看護だけでなく、他の職種と協働して看護を提供することができる。 4) より質の高い看護を行うために自分自身の身の健康保持増進に努めることができる。
7. 看護への探求心と向上心を身につけ、主体的に学習し続ける能力を養う。	1) 学習の意義と方法を理解し、主体的な学習習慣を身に付けることができる。 2) 主体的、計画的な学習習慣を身に付けることができる。 3) 図書室を利用し、専門書や看護雑誌などの文献を活用することができる。 4) 看護について興味関心を持つことができる。 5) 1年次の単位を全て取得することができる。	1) 看護における探求心、向上心の必要性を理解し、主体的、計画的に学習することができる。 2) 常に問題意識を持ち、自ら解決しようとする姿勢を身に付けることができる。 3) 看護職を目指す者としての自覚を持ち、目的意識を明確にすることができる。 4) 2年次までの単位を全て取得することができる。	1) 主体的、計画的に学習することができる。 2) 常に問題意識を持ち、自ら解決しようとする姿勢を身に付けることができる。 3) 看護職を目指す者としての自覚を持ち、目的意識を明確にすることができる。 4) 2年次までの単位を全て取得することができる。	1) 看護への探求心と向上心を持つことができる。 2) 看護師国家試験に向けて主体的、計画的に学習することができる。 3) 看護研究に取り組み、自己の看護観を明らかにすることができる。 4) 3年次の単位を全て取得し、国家試験受験資格を得ることができる。 5) 看護師国家試験に向けて主体的、計画的に学習することができる。	1) 看護への探求心と向上心を持つことができる。 2) 科学的・論理的な思考過程を身に付けることができる。 3) 看護研究に取り組み、自己の看護観を明らかにすることができる。 4) 3年次の単位を全て取得し、国家試験受験資格を得ることができる。 5) 看護師国家試験に向けて主体的、計画的に学習することができる。	1) 看護への探求心と向上心を持つことができる。 2) 科学的・論理的な思考過程を身に付けることができる。 3) 看護研究に取り組み、自己の看護観を明らかにすることができる。 4) 3年次の単位を全て取得し、国家試験受験資格を得ることができる。 5) 看護師国家試験に向けて主体的、計画的に学習することができる。
8. 災害直後から支援できる看護の基礎的知識を身に付け、広い視野に基づき看護職として国内外の能力を考慮することができる能力を養う。	1) 国内外の社会情勢や看護活動に興味関心を持つことができる。 2) 国内外の社会情勢や看護活動に興味関心を持つことができる。	1) 国内外の社会情勢や看護活動に興味関心を持つことができる。 2) 国内外の社会情勢や看護活動に興味関心を持つことができる。	1) 国内外の社会情勢や看護活動に興味関心を持つことができる。 2) 国内外の社会情勢や看護活動に興味関心を持つことができる。	1) 国内外の社会情勢や看護活動に興味関心を持つことができる。 2) 国内外の社会情勢や看護活動に興味関心を持つことができる。	1) 国内外の社会情勢や看護活動に興味関心を持つことができる。 2) 災害看護を学び、災害時における看護の役割や責任を理解することができる。	1) 国内外の社会情勢や看護活動に興味関心を持つことができる。 2) 災害看護を学び、災害時における看護の役割や責任を理解することができる。



## 卒業認定の方針（ディプロマポリシー）

看護学科では、本校学則第 23 条で規定する卒業要件を満たすとともに、医療現場等のニーズに対応し得る専門知識及び技術を習得し、かつ下記の能力を身に付けた学生に対して卒業を認定する。

1. 個人の尊厳を重んじ行動できる豊かな人間性を身につけている。
2. 人間を総合的に捉え、健康と生活の質を高める看護を実践できる基礎的な能力を身につけている。
3. 看護専門職としての観察力、洞察力、共感力を有し、問題解決能力を身につけている。
4. 多職種と連携、協働し看護専門職としての役割を果たすことのできる基礎的な能力を身につけている。
5. 社会変化を的確に捉え、看護専門職として期待される学習を継続する能力を身につけている。

## 学年暦(看護学科年間スケジュール)

月	内 容	1年	2年	3年	期 間
4月	春期休業		○	○	4月1日～4月6日
	入学式	○			4月7日
	オリエンテーション	○	○	○	4月10日
	健康診断	○	○	○	4月12日
	宣誓式		○		4月21日
	接遇マナー講座	○		○	4月26日
	創立者の日	○	○	○	4月30日
5月	学園創立記念日	○	○	○	5月4日
	臨地実習:(領域別実習(統合実習含む))			○	5月上旬～11月下旬
6月	第1回 学校見学会	○	○	○	6月25日
	宮崎市エイズ・性感染講話	○			6月14日
7月	臨地実習:基礎看護学実習Ⅱ		○		7月11日～7月28日
	第2回 学校見学会	○	○	○	7月30日
8月	夏期休業	○	○	○	8月7日～8月20日
	第3回 学校見学会	○	○	○	8月27日
9月	前期末定期試験	○	○	○	9月下旬
10月	後期授業開始	○	○	○	10月1日
	保育園実習(3日間)		○		10月上旬
11月	臨地実習:基礎看護学実習Ⅰ	○			11月下旬～12月上旬
12月	冬期休業	○	○	○	12月26日～1月4日
1月	臨地実習:領域別実習		○		1月上旬～
2月	解剖見学	○			2月上旬
	第113回 看護師国家試験			○	2月中旬
	後期末定期試験	○			2月下旬
3月	卒業証書授与式			○	3月15日
	学年末休業	○	○		3月25日～3月31日

\* 本表は予定であり、変更することがあります。

2023年度 教育課程単位履修表(単位、時間数、学年別年間授業時間数)(旧カリキュラム)

授業科目名	担当講師 (敬称略)	単位数			時間数	年間授業時間						評価	年度			
		講義	実習	計		1年次		2年次		3年次						
						前期	後期	前期	後期	前期	後期					
基礎分野	科学的思考の基盤	社会学	倉 真一	1	1	30	30									
		物理学	惠下 敏	1	1	15	16									
		情報科学	山内 利秋	1	1	30		30								
		哲学	栗栖 照雄	1	1	30	30									
		文学	栗栖 照雄 岩江 莊介	1	1	30	30									
		英語 I	松尾 祐美子	1	1	30	30									
		英語 II	松尾 祐美子	2	2	45		46								
	人間と生活・社会の理解	教育学	盛満 弥生	1	1	30		30								
		心理学	柿田 美香	1	1	30	30									
		人間関係論	柿田 美香	1	1	30		30								
		芸術論	松原 由美	1	1	30		30								
		生涯スポーツ	松田 智香子	1	1	30	30									
		小計			13	0	13	360	196	166	0	0	0	0		
		専門基礎分野	人体の構造と機能	形態機能学 I	菱川 善隆	1	1	15	16							
形態機能学 II	山田 光子 川野 純一			1	1	30	30									
形態機能学 III	川野 純一			1	1	30	8	22								
形態機能学 IV	菱川 善隆 近藤 照義 川野 純一			1	1	30		30								
生化学	西片 一朗			1	1	30	30									
栄養学	篠原 久枝 二宮 るみ子			1	1	30			30							
疾病の成り立ちと回復の促進	病態・疾病論 I			林 透	1	1	30		30							
	病態・疾病論 II		園田 徹 黒木 直哉 他	1	1	30		30								
	病態・疾病論 III		松浦 祐之介 他 上野 浩晶 他 中原 梢	1	1	30		30								
	病態・疾病論 IV		横上 聖貴 他 宮内 俊一 梅北 邦彦 幣 光太郎 亀田 拓郎	1	1	30			30							
	病態・疾病論 V		帖佐 悦男 他 新地 達哉 後藤 美樹	1	1	30			30							
	病態・疾病論 VI		近藤 修 高橋 邦行 金子 政時 楠元 和美 山下 理絵	1	1	30				30						
	薬理学		高山 日出美 川島 香理	2	2	45			26	20						
	微生物学		紺谷 靖英	1	1	30	30									
	医療概論		高崎 眞弓	1	1	30		30								
	健康支援と社会保障制度		医療倫理	岩江 莊介	1	1	15				16					
社会福祉学			横山 裕	1	1	30			30							
公衆衛生学			黒田 嘉紀 山田 光子	1	1	30			30							
地域生活環境論			山田 光子	1	1	15						16				
関係法規			渡邊 譽	1	1	15				16						
小計					21	0	21	555	114	172	176	82	0	16		
専門分野 I			基礎看護学	看護学概論	後迫 和子	1	1	30	30							
				基礎看護技術 I	中村 明子	1	1	30		30						
	基礎看護技術 II			和田 亜矢	1	1	30	20	10							
	基礎看護技術 III			中川 綾香 村岡 美穂	1	1	30	30								
	基礎看護技術 IV			中村 明子	1	1	30			30						
	基礎看護技術 V			村岡 美穂 興梠 ちひろ	1	1	30	30								
	基礎看護技術 VI	村岡 美穂 興梠 ちひろ		1	1	30	30									
	基礎看護技術 VII	村岡 美穂 興梠 ちひろ		1	1	30		30								
	臨床看護総論	田中 とも子		1	1	30		30								
	看護研究	後藤 美樹 其他の教員		1	1	30				10	20					
	臨地実習	基礎看護学実習 I	和田 亜矢、其他の教員		1	1	45		45							
		基礎看護学実習 II	和田 亜矢、其他の教員		2	2	90			90						
	小計			10	3	13	435	140	145	120	0	10	20			

授業科目名	担当講師 (敬称略)	単位数			時間 数	年間授業時間						評価	年度		
		講 義	実 習	計		1年次		2年次		3年次					
						前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
成人看護学	成人看護学Ⅰ	中村 明子	1		1	30	6	24							
	成人看護学Ⅱ	住山 典子	1		1	30		30							
	成人看護学Ⅲ	田中 とも子 住山 典子 後藤 美樹	1		1	30			30						
	成人看護学Ⅳ	和田 亜矢 加藤 小百合	1		1	30				30					
	成人看護学Ⅴ	田中 とも子 住山 典子	1		1	30			16	14					
	成人看護学Ⅵ	田中 とも子 川島 香理	1		1	30					30				
老年看護学	老年看護学Ⅰ	井料田 豊子	1		1	30		30							
	老年看護学Ⅱ	井料田 豊子	1		1	30			30						
	老年看護学Ⅲ	井料田 豊子	1		1	30			30						
	老年看護学Ⅳ	中川 綾香	1		1	30				30					
小児看護学	小児看護学Ⅰ	加藤 小百合	1		1	15			16						
	小児看護学Ⅱ-1	園田 徹	1		1	15			16						
	小児看護学Ⅱ-2	加藤 小百合	1		1	30			30						
	小児看護学Ⅲ	加藤 小百合	1		1	30				30					
母性看護学	母性看護学Ⅰ	田中 美帆 白池 晶	1		1	30			30						
	母性看護学Ⅱ-1	田中 美帆	1		1	30			30						
	母性看護学Ⅱ-2	金子 政時 楠元 和美 住山 典子	1		1	15				16					
	母性看護学Ⅲ	田中 美帆 白池 晶	1		1	30				30					
精神看護学	精神看護学Ⅰ	川島 香理	1		1	15		16							
	精神看護学Ⅱ-1	石田 康	1		1	15			16						
	精神看護学Ⅱ-2	川島 香理 安藤 直弥	1		1	30			30						
	精神看護学Ⅲ	川島 香理	1		1	30				30					
臨地実習	成人看護学実習A	田中 とも子、その他の教員		2	2	90				90					
	成人看護学実習B	中村 明子、その他の教員		2	2	90					45	45			
	成人看護学実習C	中村 明子、その他の教員		2	2	90					45	45			
	老年看護学実習A	井料田 豊子、その他の教員		2	2	90				90					
	老年看護学実習B	村岡 美穂、その他の教員		2	2	90					45	45			
	小児看護学実習	加藤 小百合、その他の教員		2	2	90				90					
	母性看護学実習	田中 美帆、その他の教員		2	2	90					45	45			
	精神看護学実習	川島 香理、その他の教員		2	2	90					45	45			
小計		22	16	38	1305	6	100	274	450	255	225				
統合分野	在宅看護論	在宅看護論Ⅰ	後藤 美樹	1		1	30		30						
		在宅看護論Ⅱ	後藤 美樹	1		1	30			30					
		在宅看護論Ⅲ	後藤 美樹	1		1	30				30				
		在宅看護論Ⅳ	後藤 美樹	1		1	30					30			
	看護の統合と実践	看護統合実践Ⅰ	後藤 美樹 中村 明子	1		1	30				30				
		看護統合実践Ⅱ-1	重永 康子	1		1	15					16			
		看護統合実践Ⅱ-2	重永 康子	1		1	30					12	18		
		看護統合実践Ⅲ	中村 明子	1		1	30					30			
	臨地実習	在宅看護論実習	後藤 美樹、その他の教員		2	2	90					45	45		
		看護統合実習	興梠 ちひろ、その他の教員		2	2	90						90		
小計		8	4	12	405	0	30	30	60	133	153				
合 計			74	23	97	3,060	456	613	600	592	398	414			
			総時間数(実数)				3,073								